

令和元年6月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年6月10日(月)午後1時30分～

2. 開催場所 玖珠町役場 2階 庁議室

3. 出席委員

1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 河野千代美
4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
7番 梶原 光宏(会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 長尾 亀世美 3番 衛藤 榮一
4番 梅木 隆富 5番 藤原 善和 6番 高浪 辰雄
8番 飯田 久夫 9番 秋好 清広 10番 帆足 智己
11番 衛藤 和敏 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願いについて

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の許可申請の取下げ願いについて

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について(相続)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

その他

6. 農業委員会事務局

事務局長 渡邊 克之 主幹(統括) 井野 俊夫
主査 島津 智美 主査 繁田 寿美

7. 会議の概要 事務局	ただ今より6月定例委員会を開催します。梶原会長にごあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局	農業委員定数7名に対して、6名の出席で玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。ここでお願いがございます。議案に上程いたしました案件について質疑等ございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言して頂きたいと思っております。それから、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。
議長	それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので以降議事の進行につきましては会長よろしくをお願いします。
事務局	本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、2番島津益夫委員、3番河野千代美委員よろしくをお願いします。なお、農地利用最適化推進委員の皆さんにおかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請です。 まず、申し訳ありませんが、訂正をお願いします。 番号1の大字四日市字草ノ入江〇〇〇〇-〇については、申請者から、事前に1筆だけ取下げの依頼がありましたので、削除をお願いします。削除すると、合計が田一筆で面積が1, 272㎡になりますので訂正をお願いします。 番号1、大字四日市字上サノ原〇〇〇〇、登記簿地目は田、面積1, 272㎡です。 3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。 担当委員は、7番 梶原会長です。

議長	<p>以上、1件です。</p> <p>それでは、担当委員さんの説明をお願いします。 番号1を、わたしが説明します。</p>
会長	<p>番号1について、調査結果を報告します。土地の所在は、県道〇〇号線〇〇〇〇自治区より約200m入ったところに位置をしています。面積合計は1,272㎡で、水稻栽培を中心とした兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田で、水稻を作付し、一部保全管理しています。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が高齢のため農業に従事できなくなったため、そして後継者がいないとの事情での、農地の異動です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は自宅より約300mで耕作可能です。譲受人の経営農地は全て耕作されており、農機具の所有状況はトラクター等です。田植えや稲刈りなどは地元の集落営農組織に依頼しているとのこと。農業従事者は本人の1名です。取得後の耕作に問題ありません。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり許可します。</p> <p>次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字四日市字西小清原〇〇〇〇-〇、登記簿地目は畑、面積1,229㎡です。</p> <p>申請人は〇〇町の〇〇〇〇〇さん。転用目的及び転用理由は植</p>

	<p>林用地としての転用です。なお、平成20年より、植林しており、追認案件です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>担当委員は、7番 梶原会長です。</p> <p>以上、1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明をお願いします。</p> <p>番号1を わたしが説明します。</p>
会長	<p>番号1の調査結果を報告します。土地の所在は、県道〇〇号線沿いの〇〇〇公民館から約150メートル離れたところに位置しております。面積は、1,229㎡で、写真のとおりすでに雑木林となっております。平成20年頃に、植林されたとのことで、追認案件です。なお、無断転用案件のため、始末書も添付されております。土砂の流出、崩壊等その他の災害の発生、周辺の農地へかかる営農条件に支障を生じる恐れはありません。過去に農地法違反の該当はありません。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長	<p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり許可し、県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字山浦字大原野〇〇〇〇-〇〇〇、登記簿地目は畑、面積4,812㎡のうち、4,012㎡です。</p> <p>5条の使用貸借の設定で、貸付人は〇〇の〇〇〇〇さん。借受人は〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は農業用施</p>

<p>議長</p>	<p>設用地としての転用です。なお、平成19年より、パドックおよび農業用施設用地となっており、追認案件です。</p> <p>面積4,812㎡のうち、800㎡については、平成19年に畜舎用地として転用許可を受けています。その残りの部分は許可を受けてなかったということで、今回の申請となります。農地の区分は、第1種農地と判断されます。</p> <p>担当委員は、4番 園田委員です。</p> <p>以上1件です。</p> <p>それでは、担当委員さんの説明をお願いします。</p> <p>番号1について、4番 園田委員。</p>
<p>委員</p>	<p>番号1の調査結果を報告します。土地の所在は、町道〇〇〇〇〇線の隣接にあります。面積合計は、4,012㎡で、雑種地となっており、農業用施設用地に転用する計画です。現在、800㎡の畜舎が建っていますので、ほぼ施設内という形です。無断転用の件で、始末書を提出してもらっています。使用貸借権の設定をしました。隣接の農地、宅地等に影響はありません。土砂の流出、崩壊等その他の災害の発生の恐れはありません。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がなければ採決を取ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>挙手</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成です。議案第3号について、原案のとおり許可し、県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第4号非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号非農地証明願いについてです。</p> <p>番号1、大字四日市字土蔵〇〇〇〇、登記簿地目は畑、面積469㎡です。</p>

推進委員 2 番	<p>申請人は〇〇〇の〇〇〇〇〇さん。非農地の事由は、申請地は耕作条件が悪く、30年以上前から耕作放棄して、雑木が立っている雑種地と現状になっているためです。</p> <p>担当委員は、7番 梶原会長です。</p> <p>以上、1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明をお願いします。</p> <p>番号1を 私が説明します。</p>
会長	<p>番号1の調査結果を報告します。土地の所在は、県道〇〇号線〇〇〇〇自治区内より約200m入ったところに位置をしています。面積合計は469㎡で、耕作条件が著しく悪く、耕作放棄して30年以上たっています。現況は雑種地となって、周囲の状況を見て、農地として復元し継続的に耕作できる状態ではありません。以上のことから、申請地は非農地証明の証明基準に該当します。</p> <p>それでは報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>ここは、過去一度クヌギを伐った跡があるようで、はっきりいつごろ植えたかわからず、荒れ放題の土地だったようです。</p>
議長	<p>質疑がなければ、議案第4号非農地証明願いについて、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第4号非農地証明願いについて、原案のとおり許可し、証明書を交付します。</p> <p>次に、議案第5号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第5</p>

	<p>号の最後のページをご覧ください。</p> <p>利用権の設定の新規ですが、</p> <p>3年未満が 7件で、 39,817㎡、</p> <p>3年～5年が38件で、104,876㎡、</p> <p>10年以上が36件で、187,217㎡、</p> <p>以上、合計 81件で、面積が 331,910㎡です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。</p>
事務局	<p>4月農業委員会の議案第1号番号1の保留になっている農地法第3条の案件について報告します。</p> <p>報告第1号にあるように、今回、〇〇さんと〇〇さんの連名で、農地法第3条の申請の取下げ願いが提出されました。また、議案第5号の番号77のとおり利用権設定の申請がありました。</p> <p>このことから、4月農業委員会の議案第1号番号1の保留になっている案件は、議案から削除いたします。</p>
議長	<p>質疑等あればお願いします。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。引き続き、協議・連絡事項があれば事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号です。</p> <p>農地法第3条の許可申請の取下げ願いが1件、届出されております。</p> <p>報告第2号です。農地法第3条の3条第1項の規定による届出(相続による所有権移転)が3件、届出されております。</p> <p>報告第3号です。農地法第18条の規定による合意解約が9件、届出されております。</p>

議長	<p>以上です。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>無いようですので、それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会6月定例総会を閉会します。</p>
----	--